

令和6年3月18日

『タクシー運賃の改定について』

京都タクシー株式会社
新京都タクシー株式会社(ヒラノタクシー)

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
この度、京都タクシー株式会社および新京都タクシー株式会社(ヒラノタクシー)では、令和6年3月18日より、下記の通り運賃改定をさせていただきます。改定の概要は下記のとおりです。

今後も、より安心快適なサービスを提供できますよう全社一丸となり取り組んでまいります。何卒、ご理解賜りますと共に、今後とも京都タクシーグループへのご愛顧を何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1. 運賃改定実施日
令和6年3月18日
2. 運賃改定実施の対象地域
亀岡市・南丹市・京丹波町・京都市右京区の一部(旧京北町)
3. 運賃改定の内容(普通車)
 - ・現行(改正前)

初乗り	1.3 km	570 円
加算運賃	226m	80円
 - ・改正後(令和6年3月18日～)

初乗り	1.3 km	600 円
加算運賃	243m	100 円